

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成23年10月

栃木県人事委員会



人委第107号

平成23年10月24日

栃木県議会議長 神谷幸伸様

栃木県知事 福田富一様

栃木県人事委員会

委員長 平間幸男

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

# 目 次

## 別紙第1 報告

1	給与勧告制度の基本的な考え方	1
2	職員給与の状況	2
3	民間給与の状況	3
4	職員給与と民間給与との比較	4
5	物価及び生計費	6
6	国及び他の都道府県との比較	6
7	人事院勧告等の概要	7
8	むすび	7
	【職員の給与】	7
	【公務運営に関する課題】	11
	【給与勧告実施の要請】	15

別紙第2	勧告	17
------	----	----

## 報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）及び栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するとともに、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、県内民間事業所における従業員の給与等、職員の給与決定のための必要な諸条件並びに職員の勤務条件等について調査研究を行ってきたところであり、その概要を次のとおり報告する。

### 1 給与勧告制度の基本的な考え方

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、民間企業における労使交渉等に代わるものとして、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。また、職員の給与は、地方公務員法の規定により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、県内民間事業所における従業員の給与等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

本委員会は、社会経済情勢全般の動向などを踏まえながら、職員に対して適正な給与が確保されるよう、公民の給与を精確に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本に給与勧告を行ってきている。

民間給与との比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、公務と民間の同職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢などを同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方

式)を行っている。

本委員会が民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員の給与は、民間企業と異なり、市場原理による決定が困難であること、職員も勤労者であり、適正な給与の確保が必要であることなどから、労使交渉等によってその時々  
の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めること  
が最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得ら  
れる方法であると考えられるからである。

このような給与勧告が実施され、適正な処遇を確保することは、労使関  
係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤で  
あると考える。

## 2 職員給与の状況

本委員会が本年4月1日時点で在職する職員について実施した「平成  
23年職員給与実態調査」の結果によると、職員数は24,010人であって、  
その従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、事務職、研究職、医  
療職、技術職、公安職及び教育職の7種11給料表の適用を受けている。

また、職員の給与については、職員の給与の特例に関する条例（平成  
21年栃木県条例第54号。以下「特例条例」という。）により、給料の5%  
が減額して支給されている。

これらの職員のうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表及  
び事務職給料表の適用者（本年4月1日付け新規学卒の採用者を除く。  
以下「行政職員」という。）は5,397人であって、その平均年齢は44.1歳、  
平均経験年数は22.5年、男女別構成は男69.5%、女30.5%、学歴別構成  
は大学卒66.5%、短大卒10.2%、高校卒23.2%、中学卒0.1%となってお  
り、特例条例による減額措置がないものとした場合の本年4月における  
その平均給与月額（所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な  
性格の強い通勤手当等を除く給料、扶養手当、給料の特別調整額、地域

手当、住居手当等の給与（比較給与）の平均月額）は386,533円（特例条例による減額措置適用後では368,824円）となっている。

また、教員、警察官等を含めた職員全体の平均年齢は43.3歳、平均経験年数は21.2年、男女別構成は男58.6%、女41.4%、学歴別構成は大学卒78.7%、短大卒10.1%、高校卒11.2%、中学卒0.0%となっており、本年4月におけるその平均給与月額は399,769円（特例条例による減額措置適用後では381,748円）となっている。

（参考資料第1表・第3表）

### 3 民間給与の状況

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所782（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した169の事業所を対象に、「平成23年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職員と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約5千人及び研究員、医師等56職種の約1千人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査した。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、85.2%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

その主な調査結果は、次のとおりである。

#### (1) 本年の給与改定の状況

##### ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で24.8%（昨年18.9%）、高校卒で14.7%（同11.9%）となっている。そのうち、大学卒

で97.9%（同86.5%）、高校卒で100.0%（同100.0%）の事業所で初任給は据置きとなっており、大学卒では昨年に比べて初任給据置きの事業所の割合が増加し、高校卒では昨年と同様に全事業所において初任給が据置きとなっている。

（参考資料第12表）

#### イ 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は21.0%（昨年11.7%）となっており、昨年に比べて増加している。他方、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.5%（同0.5%）であり昨年と同様となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は79.1%となっており、昨年（75.4%）に比べて若干増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が26.9%と昨年（20.2%）に比べて増加しているのに対し、減額となっている事業所の割合は7.1%であり昨年（7.1%）と同様となっている。

（参考資料第14表・第15表）

#### (2) 雇用調整の実施状況

民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、本年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は42.0%となっており、昨年（46.1%）と比べると若干減少しているものの、依然として高い水準となっている。民間事業所における雇用調整の措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑制（21.2%）、一時帰休・休業（16.0%）、残業の規制（8.7%）となっている。

（参考資料第17表）

## 4 職員給与と民間給与との比較

## (1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては一般の行政事務を行っている行政職員、民間においては行政職員と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の者について、給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額（職員にあっては比較給与の月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、特例条例による減額措置がないものとした場合の職員給与は386,533円で、職員給与が民間給与を1,159円（0.30%）上回っていた。

なお、特例条例による減額措置適用後の職員給与は368,824円で、職員給与が民間給与を16,550円（4.49%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与	職員給与		較差
			$\left[ \frac{\quad}{\quad} \times 100 \right]$
385,374円	減額措置前	386,533円	1,159円 (0.30%)
	減額措置後	368,824円	16,550円 (4.49%)

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 上段は、特例条例による減額措置がないものとした場合の職員給与に基づき算出した較差であり、下段は、特例条例による減額措置適用後の職員給与に基づき算出した較差である。

## (2) 特別給（ボーナス）

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給額は、下半期（昨年8月から本年1月まで）においては前年に比べわずかに増加（対前年同期比0.07月分増）し、上半期（本年2月から7月まで）においてはわずかに減少（対前年同期比0.07月分減）した結果、年間で所定内給与月額に相当する3.95月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（3.95月）と均衡している。

（参考資料第24表）

## 5 物価及び生計費

### (1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で0.4%減、宇都宮市で0.6%減となっている。

（参考資料第27表）

### (2) 標準生計費

本委員会が「全国消費実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における宇都宮市の1人世帯の標準生計費は110,186円、「家計調査」（総務省）を基礎に算定した同月における宇都宮市の2人世帯から4人世帯までの標準生計費はそれぞれ158,732円、184,430円及び210,122円となっている。

（参考資料第28表）

## 6 国及び他の都道府県との比較

「平成22年地方公務員給与実態調査」（総務省）によると、昨年4月1日現在における国家公務員の行政職俸給表(一)適用者の俸給と、これに相当する本県職員の特例条例による減額措置適用後の給料を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本

県のラスパイレス指数は、96.6となっている。また、各都道府県のラスパイレス指数の状況は、参考資料第29表のとおりである。

(参考資料第29表)

## 7 人事院勧告等の概要

人事院は、本年9月30日、国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与等について報告及び勧告を行い、国家公務員制度改革について報告を行うとともに、併せて、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。その概要は、参考資料6「人事院勧告等の概要」のとおりである。

本年は、官民の給与較差を考慮して、一昨年及び昨年に引き続き、月例給の引下げ改定を行うこととした。

特別給については、岩手県、宮城県及び福島県の東北3県を除いた民間の支給月数は3.99月となったが、東北3県のデータが欠けたことによる影響に加え、東北3県の厳しい経済状況に鑑みると今夏の特別給の支給状況は厳しいとみられることから、改定を見送ることとしている。

## 8 むすび

以上に報告した諸情勢を踏まえ、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について総合的に検討した結果、次のとおり、本委員会としての意見を表明する。

### 【職員の給与】

#### (1) 本年の給与の改定

前記のとおり、本年4月時点で、特例条例による減額措置がないものとした場合の職員の月例給与は民間給与を1,159円(0.30%)上回っていることが判明した。また、特例条例による減額措置適用後の職員の月

例給与は、民間給与を16,550円（4.49%）下回っていることも判明した。しかしながら、職員の給与については、本来支給されるべき適正な給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、民間給与と比較する職員給与については、これまで同様、特例条例による減額措置がない場合に支給されることとなる給与を基礎とするものとする。

本委員会は、このような職員給与と民間給与との較差、民間における給与改定等の状況、物価及び生計費の状況、さらに国及び他の地方公共団体の職員の給与等地方公務員法に定める給与決定の諸条件を総合的に勘案した結果、職員の給与等について、次のとおり所要の改定を行うことが適当であると判断した。

#### ア 給料表

##### (ア) 行政職給料表

行政職給料表については、本年の公民較差の大きさ等を考慮し、人事院勧告に準じて、中高年齢層を対象として、平均0.2%の引下げ改定を行うこととする。また、給料月額について、上記改定が行われることを踏まえ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第10号）附則第7条及び栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）附則第6条の規定による給料（経過措置額）についても、引き下げるものとする。引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額は、人事院勧告に準じて、平成18年3月31日において受けていた給料月額に、その者に係る一昨年及び昨年の経過措置額の引下げ率並びに本年の行政職給料表の最大の号給別改定率（0.49%）を考慮して定めた率を乗じて得た額とする。

この改定により、行政職員に係る給料月額及び経過措置額の合計額（本年4月現在、平均354,194円）は、平均1,138円（0.29%）の減となるほか、地域手当等の給料の月額を算定基礎としている諸手

当の額が平均29円（0.01％）の減となる。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行うこととする。

#### (1) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額及び経過措置額の引下げ改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、県の医療施設等に勤務する医師の適切な給与水準を確保する観点から、人事院勧告に準じて引下げ改定は行わないこととする。また、任期付研究員給料表（若手育成型）についても、若手研究者を対象とした給料表であることから、人事院勧告に準じて引下げ改定は行わないこととする。特定業務任期付職員給料表についても、その水準が一般職員を大きく下回っている（行政職給料表では、最大で52,100円（9級）下回っている。）ことから、引下げ改定は行わないこととする。

#### イ 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための条例の規定は、職員と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を人事院勧告に準じて講ずることとした上で、遡及することなく施行日からの適用とする。なお、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

職員と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で職員と民間の均衡を図る観点からの所要の調整を行うことが情勢適応の原則にもかなうものである。

この年間調整については、施行後速やかに行われる必要があるが、月例給は月々の生活に充てられるものであることからすれば、特別給としての期末手当で行うことがより適切と考えられる。そこで、本年12月期の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずることとする。この場合において、本年の調整は、昨年と同様の考え方にに基づき、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして行うことが適当である。

具体的な調整方法としては、人事院勧告に準じて、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率（0.40%）を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された特別給に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。また、行政職給料表以外の給料表についても、引下げ改定が行われない医療職給料表(1)、特定業務任期付職員給料表及び任期付研究員給料表（若手育成型）を除き、行政職給料表と同様の調整を行うこととする。

## (2) 給与構造改革における経過措置額等について

### ア 給与構造改革における経過措置額の見直しについて

平成18年度から実施した給与構造改革においては、給料表水準の平均約4.8%（最大約7%）の引下げを行う一方、給料の基本給としての性格を考慮し、個々の職員が受ける新たな給料月額が昇給、昇格及び給料表改定等により平成18年3月31日に受けていた給料月額に達するまでの間は、経過措置を設けて段階的に実施することとした。

本年の人事院勧告においては、高齢層の職員の給与水準の是正を図

るため、経過措置額を段階的に廃止することとされ、具体的には、平成24年度については、経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額（上限10,000円）して支給し、平成25年4月1日に経過措置額を廃止することとされた。

本県の経過措置の対象者数や経過措置額については、昇給、昇格等により減少してきているが、本年4月1日現在において50歳台の職員を中心に行政職員においては20.7%（受給者平均支給月額12,624円）、全職員においては24.6%（受給者平均支給月額11,724円）の職員が経過措置額を受給している状況にある。本県においては、国に準じて給与構造改革を行ってきたことから、今後の国及び他県の動向等を注視し、本県の実情等を踏まえ、経過措置額の廃止について引き続き検討することとする。

#### イ 昇給抑制の回復措置の実施

給与構造改革実施期間中の平成18年度から平成21年度までの間は昇給幅を1号給抑制してきたが、昨年の本委員会の勧告において、平成23年4月における経過措置の段階的な解消に伴い、人事院勧告に準じて、若年・中堅層の職員について昇給抑制の回復措置の実施を要請したところである。平成24年4月においても同様に解消が見込まれることから、引き続き若年・中堅層の昇給抑制の回復措置を行う必要がある。具体的には、平成24年4月1日において、46歳に満たない職員のうち、平成20年4月1日に昇給抑制を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の平成24年4月1日における昇給後の号給を1号給上位に調整することとする。

### 【公務運営に関する課題】

#### (1) 公務員倫理の徹底

職員は、県民の行政に対する信頼と期待にこたえるべく、日々、職務

に精励しており、特に、本年3月11日に発生した東日本大震災の災害復旧・復興には、全力で取り組んでいるところである。

しかしながら、一部の職員によるものとはいえ、公務に対する信頼を損なうような不祥事も生じていることは遺憾である。

任命権者においては、不祥事の再発防止に努めるとともに、一層の綱紀肅正を図ることが重要である。また、職員においては、全体の奉仕者としての自覚と高い倫理観を持って行動することが必要である。

## (2) 勤務環境の整備

職員が、能力を最大限発揮し、公務員としての責務を果たしていくためには、個々の職員が心身ともに充実した状態で職務に取り組むことのできる良好な勤務環境の整備が重要である。このため、以下の点について留意する必要がある。

### ア 仕事と家庭生活の両立支援

平成17年度から「栃木県庁子育て応援行動計画」に基づき、仕事と子育ての両立を支援する様々な取組が進められているところである。平成22年4月1日には新たに「栃木県庁子育て応援行動計画（第2期）」が策定され、子育て支援に関する取組がなされているところであるが、男性職員の育児休業の取得率が依然として低い状況である。

人事院においては、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、期末手当について、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、本年12月期の期末手当より、支給割合を減じないための所要の措置を講ずることとされたところであり、本県においても同様の措置を講ずることについて検討することとする。

### イ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の健康保持及び公務能率の維持の観点から重要である。

平成22年4月1日から1日の勤務時間が8時間から7時間45分とさ

れたことに伴い、その前の年度に比べ総実勤務時間は減少したが、時間外勤務時間は、本年3月に発生した東日本大震災への対応業務への従事などの影響もあり増加している。

任命権者においては、これまでも、目安時間制度による時間外勤務の適正化、定時退庁日の徹底や年次休暇の取得促進を図るリフレッシュ運動、業務の量的軽減・質的改善を進める取組など、総実勤務時間の短縮について様々な取組が行われているところであるが、今後も、職員の時間外勤務の適正な管理や業務の簡素化、効率的な業務の執行など、職場が一体となって一層の総実勤務時間の短縮を図ることが重要である。

#### ウ メンタルヘルス対策

職員が心身ともに健康な状態であることは、公務を遂行する上で大変重要であり、特に心の健康を保つことは、職員自身にとっては勿論のこと、円滑な行政運営の観点からも極めて重要である。

任命権者においては、これまでも、メンタルヘルスに関する研修や情報提供、心の健康相談、復職に関する相談支援等の各種施策を体系的に実施しているが、依然として数多くの職員が、心の病により長期の傷病休暇の取得又は休職をしており、職員の心の健康管理について一層の取組が必要である。

メンタルヘルス対策では、予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止に至るまで、それぞれの段階に応じた、きめ細やかな健康管理を実施することが必要である。

管理監督者及び職員は、メンタルヘルスについての理解を深め、特に日頃から心の不調の予防や早期発見に努めることが重要である。

### (3) 人材の育成・活用

#### ア 人事評価制度の整備

限られた行財政資源のもとで、複雑・多様化する県民のニーズに適

切に対応していくためには、組織としての力を最大限に高めていく必要がある。このためには、個々の職員の能力を的確に把握するとともに、その能力を十分に開発・活用できる人事管理が求められる。

任命権者においては、職員の能力開発・人材育成を目的とした人事評価システム（試行中）について、平成24年度中に本格導入し、評価結果の人事配置等への活用と給与への反映を進めることとしているが、引き続き、公正かつ客観的な評価に基づく納得性・説得性の高いシステムとなるよう努めていく必要がある。

#### イ 女性職員の職域の拡大・登用の推進

男女雇用機会均等法施行以降、女性職員の比率は漸増しており、これに伴い、女性職員の職域の拡大が進んでいる。現在、女性職員は県行政の各分野において重要な位置を占めつつあり、このことは、男女共同参画社会の実現の観点からはもとより、多様化する県民のニーズに対応した政策立案の観点からも望ましいことである。

任命権者においては、今後とも、女性職員の能力開発、人材育成に努めるとともに、有為な人材の積極的な登用を進めていく必要がある。

#### ウ 有為な人材の確保への取組

複雑・多様化する行財政課題に的確に対応していくためには、高い資質を有し使命感と責任感にあふれた人材を確保することが重要である。

本県においては、これまでも採用試験説明会、大学別ガイダンス、インターンシップ等を通して県職員の仕事の魅力等を発信し受験者の確保に努めてきたが、今後とも、任命権者等との連携を強化し、募集活動の一層の充実を図るとともに、採用試験のあり方についても、国や他の地方公共団体の動向等に留意しながら研究・検討を進めていくこととする。

#### (4) 高齢期の雇用問題への対応

公的年金の支給開始年齢が平成25年度から段階的に60歳から65歳へ引き上げられることに伴い、高齢期を迎える職員の雇用の確保と能力の活用が課題となっている。

人事院は、本年、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて国家公務員の定年を段階的に引き上げること等について、立法措置のための意見の申出を行った。

本県においても、職員の士気、組織活力の確保等に配慮しながら、60歳を超える職員の給与、人事制度のあり方等を含めた定年の段階的な引上げについて検討していく必要がある。

なお、現行の再任用制度についても、高齢期の雇用確保と人材活用の観点から、さらに積極的に進めていく必要がある。

#### 【給与勧告実施の要請】

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

県議会及び県知事におかれては、人事委員会勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

職員にあっては、東日本大震災の災害復旧、復興支援、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による影響等への対応を始め、日夜職務に精励しているところであるが、今日の社会経済情勢の変化と県行政を取り巻く厳しい状況の中で、常に全体の奉仕者として強い使命感を持ちながら、限られた財源や人的資源を最大限に活用し、これまで以上に効果的、効率的な公務執行や県民サービスの向上に努めていくことが求められている。

このような状況の下、本来、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や実績に報いるものでなければならぬと考える。

現在実施されている特例条例による給与の減額措置は、県財政が極めて厳しい状況の下で、財政健全化に向けた取組の一つとして、時限的に実施されているものであるが、職員の生活や人材確保への影響が懸念されることから、本委員会としては、諸情勢が整い次第、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されることを望むものである。

## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次のとおり、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第 1 号）栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第 3 号）一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第 4 号）職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第10号）及び栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）を改正することを勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例及び栃木県公立学校職員給与条例の改正

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別記第 1 のとおり改定すること。

### 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

現行の特定任期付職員給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

### 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

現行の第 1 号任期付研究員に適用される給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

### 4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第10号）及び栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）の改正

平成18年 3 月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、そ

の者の受ける給料月額が、同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年栃木県条例第52号。（1）において「平成21年改正職員給与条例」という。）又は栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成21年栃木県条例第53号。（1）において「平成21年改正学校職員給与条例」という。）の施行の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例附則第7項又は栃木県公立学校職員給与条例附則第17項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級がそれぞれこれらの表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の99を乗じて得た額）を給料として支給すること。

(1) 平成21年改正職員給与条例附則第3項第1号（平成21年改正学校職員給与条例附則第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) (1)に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員、特定業務任期付職員及び第2号任期付研究員を除く。）  
100分の99.34

## 5 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の

翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、5の(3)については、平成24年4月1日から実施すること。

(2) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成23年12月に支給する期末手当の額は、職員の給与に関する条例第20条の規定その他の期末手当に係る規定（栃木県公立学校職員給与条例第12条により普通職員の例による場合を含む。）により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第10号）附則第7条又は栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）附則第6条の規定の適用を受けない職員に限る。）医療職給料表(1)の適用を受ける職員、特定業務任期付職員、第2号任期付研究員若しくは第1号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が1号給から3号給までであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）

へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額  
 の合計額に100分の0.40を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施  
 の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日  
 の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給され  
 なかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の  
 人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から  
 当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を  
 乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から76号給まで
	3 級	1号給から60号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から36号給まで
	6 級	1号給から28号給まで
	7 級	1号給から16号給まで
	8 級	1号給から4号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から104号給まで
	2 級	1号給から96号給まで
	3 級	1号給から84号給まで
	4 級	1号給から68号給まで
	5 級	1号給から44号給まで
	6 級	1号給から36号給まで
	7 級	1号給から28号給まで
	8 級	1号給から16号給まで
	9 級	1号給から4号給まで
	1 級	1号給から108号給まで

研究職給料表	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から52号給まで
	4 級	1号給から36号給まで
	5 級	1号給から16号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から68号給まで
	4 級	1号給から56号給まで
	5 級	1号給から40号給まで
	6 級	1号給から24号給まで
	7 級	1号給から 8号給まで
医療職給料表(3)	1 級	1号給から108号給まで
	2 級	1号給から92号給まで
	3 級	1号給から68号給まで
	4 級	1号給から56号給まで
	5 級	1号給から40号給まで
	6 級	1号給から20号給まで
	7 級	1号給から 4号給まで
教育職給料表(1)	1 級	1号給から104号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	特2級	1号給から60号給まで
	3 級	1号給から36号給まで
教育職給料表(2)	1 級	1号給から104号給まで
	2 級	1号給から96号給まで
	特2級	1号給から60号給まで
	3 級	1号給から52号給まで

(1) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.40を乗じて得た額

イ 平成23年4月1日から同年12月1日までの間において人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) 平成24年4月1日における号給の調整

平成24年4月1日において46歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号給を受ける職員、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員を除く。）のうち、平成20年4月1日に昇給した職員その他これに準ずる職員として人事委員会規則で定めるものの平成24年4月1日における昇給後の号給を1号給上位の号給とすること。

(4) その他所要の措置

(2)及び(3)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

# 別記第1

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800

	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
再任用職員以外の職員	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100				
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800				
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500				
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000				
	82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700				
	83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400				
	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100				

85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600					
86	239,700	294,800	343,200	383,900						
87	240,400	295,100	343,700	384,500						
88	241,100	295,500	344,200	385,100						
89	241,900	295,800	344,600	385,800						
90	242,400	296,200	345,100	386,400						
91	242,900	296,600	345,600	387,000						
92	243,400	297,000	346,100	387,600						
93	243,700	297,100	346,300	388,300						
94		297,500	346,800							
95		297,900	347,300							
96		298,300	347,800							
97		298,500	347,900							
98		298,900	348,400							
99		299,300	348,900							
100		299,700	349,400							
101		299,900	349,700							
102		300,300	350,100							
103		300,700	350,500							
104		301,100	350,900							
105		301,300	351,400							
106		301,600	351,800							
107		302,000	352,200							
108		302,400	352,600							
109		302,600	353,100							
110		303,000	353,500							
111		303,400	353,900							
112		303,700	354,200							
113		303,800	354,700							
114		304,200								
115		304,600								
116		305,000								
117		305,200								
118		305,500								
119		305,800								
120		306,100								
121		306,500								
122		306,800								
123		307,100								
124		307,400								
125		307,800								
再任職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

# 公安職 給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400	

	49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400	
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000	
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600	
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100	
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700	
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300	
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900	
	69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600	
	70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200	
	71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800	
	72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400	
	73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000	
	74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600	
	75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200	
	76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800	
	77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500	
	78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500		
	79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100		
	80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700		
	81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200		
	82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800		
	83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400		
	84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000		
	85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600		
	86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600			
	87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200			
	88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700			
	89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300			
	90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900			
	91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500			
	92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100			
	93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700			
	94	302,800	327,000	354,000	388,600				
	95	304,100	328,400	355,500	389,200				
	96	305,400	329,800	357,000	389,800				
	97	306,500	331,000	358,400	390,300				
	98	307,700	332,300	359,600	390,900				
	99	308,900	333,600	360,700	391,500				
	100	310,100	334,900	361,900	392,100				

再任職以  
用員外職の員

101	311,300	336,300	363,100	392,500						
102	312,400	337,400	364,200	393,100						
103	313,500	338,600	365,400	393,700						
104	314,600	339,800	366,600	394,300						
105	315,400	340,900	367,800	394,600						
106	316,000	342,000	368,400	395,100						
107	316,600	343,100	369,000	395,600						
108	317,300	344,200	369,600	396,100						
109	317,800	345,400	370,300	396,400						
110	318,400	346,400	370,900	396,900						
111	319,000	347,400	371,500	397,400						
112	319,600	348,400	372,100	397,900						
113	320,400	349,300	372,600	398,200						
114	321,100	350,300	373,200	398,700						
115	321,800	351,300	373,800	399,200						
116	322,600	352,300	374,400	399,700						
117	323,200	353,400	374,800	400,100						
118	324,000	354,000	375,400	400,600						
119	324,800	354,600	376,000	401,100						
120	325,600	355,200	376,600	401,600						
121	326,200	355,700	376,700	402,000						
122	326,700	356,200	377,300	402,500						
123	327,200	356,700	377,900	403,000						
124	327,700	357,200	378,500	403,500						
125	328,000	357,700	379,000	403,900						
126		358,200	379,500							
127		358,700	380,000							
128		359,200	380,500							
129		359,600	380,800							
130		360,100	381,300							
131		360,500	381,800							
132		361,000	382,300							
133		361,200	382,600							
134		361,700	383,100							
135		362,200	383,500							
136		362,700	384,000							
137		363,000	384,300							
138		363,400	384,800							
139		363,900	385,300							
140		364,400	385,800							
141		364,700	386,100							
142		365,200								
143		365,700								
144		366,200								
145		366,500								
再任職員	239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400	

備考 この表は、警察官に適用する。

# 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	382,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	385,000
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	387,700
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	390,400
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	392,800
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	395,200
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	397,700
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	400,100
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	402,800
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	405,400
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	408,000
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	410,600
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	413,000
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	415,500
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	418,000
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	420,500
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	422,400
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	424,700
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	426,900
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	429,100
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	431,200
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	433,300
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	435,400
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	437,600
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	439,500
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	441,400
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	443,400
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	445,400
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	447,300
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	449,100
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	450,900
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	452,700
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	454,500
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	456,000
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	457,500
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	459,000
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	460,500
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	461,900
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	463,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	464,600

	41	207,500	282,100	361,900	408,300	465,600
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	466,400
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	467,200
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	468,000
	45	215,100	287,000	366,900	414,200	468,700
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	469,500
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	470,300
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	471,100
	49	222,900	292,300	371,900	420,200	471,900
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	472,700
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	473,500
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	474,300
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	475,100
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	475,800
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	476,600
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	477,400
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	478,200
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	
	60	242,800	306,000	382,600	435,700	
再任職員以外職員	61	244,100	307,100	383,200	436,600	
	62	245,500	308,200	384,000	437,600	
	63	246,900	309,300	384,900	438,600	
	64	248,300	310,400	385,800	439,600	
	65	249,800	311,600	386,500	440,500	
	66	251,200	312,700	387,300	441,400	
	67	252,600	313,800	388,100	442,300	
	68	254,000	314,900	388,900	443,200	
	69	255,300	316,100	389,500	443,800	
	70	256,800	317,200	390,200	444,700	
	71	258,300	318,300	390,900	445,600	
	72	259,800	319,400	391,600	446,500	
	73	261,200	320,300	392,300	447,200	
	74	262,600	321,400	393,000		
	75	264,000	322,500	393,700		
	76	265,400	323,600	394,400		
77	266,500	324,700	395,200			
78	267,800	325,700	395,800			
79	269,100	326,700	396,500			
80	270,400	327,700	397,200			
81	271,800	328,800	397,900			
82	273,100	329,600	398,600			
83	274,400	330,300	399,300			
84	275,700	331,100	400,000			

	85	276,900	331,700	400,500		
	86	278,200	332,200	401,200		
	87	279,500	332,700	401,900		
	88	280,800	333,200	402,600		
	89	281,900	333,500	403,000		
	90	283,100	334,000			
	91	284,300	334,500			
	92	285,500	335,000			
	93	286,600	335,300			
	94	287,600	335,800			
	95	288,600	336,300			
	96	289,600	336,800			
	97	290,200	337,400			
	98	291,100	337,900			
	99	292,000	338,400			
	100	292,900	338,900			
	101	293,800	339,400			
	102	294,500	339,900			
	103	295,200	340,400			
	104	295,900	340,900			
	105	296,700	341,400			
	106	297,200	341,900			
	107	297,700	342,400			
	108	298,200	342,900			
	109	298,400	343,500			
	110	298,800	344,000			
	111	299,100	344,500			
	112	299,400	345,000			
	113	299,800	345,600			
	114	300,100	346,100			
	115	300,400	346,600			
	116	300,700	347,100			
	117	301,000	347,600			
	118	301,400	348,100			
	119	301,800	348,600			
	120	302,200	349,100			
	121	302,500	349,500			
再任用職員		215,700	261,200	286,900	330,100	379,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

# 医療職給料表

## ロ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800

	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
再	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
任	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
員	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
以	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
外	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
の	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
職	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
員	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400		
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100		
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800		
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300		
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900		
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500		
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100		
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700		
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300		
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900		
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500		

	77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000		
	78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600		
	79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200		
	80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800		
	81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500		
	82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100		
	83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700		
	84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300		
	85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000		
	86		291,900	328,500	350,300			
	87		292,100	328,800	350,700			
	88		292,300	329,200	351,100			
	89		292,700	329,600	351,500			
	90		292,900	330,000	351,900			
	91		293,100	330,400	352,300			
	92		293,300	330,800	352,600			
	93		293,700	331,300	353,000			
	94		293,900	331,600	353,400			
	95		294,100	332,000	353,800			
	96		294,400	332,400	354,100			
	97		294,800	332,600	354,600			
	98		295,100	333,000	355,000			
	99		295,400	333,400	355,400			
	100		295,700	333,800	355,800			
	101		296,000	334,000	356,300			
	102		296,300	334,400	356,700			
	103		296,600	334,800	357,100			
	104		296,900	335,000	357,500			
	105		297,200	335,100	358,000			
	106			335,500				
	107			335,900				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の職員に適用する。

ハ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
	64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
再任	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		
用職	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
員以	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
外の	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
職員								

85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	
113	295,900	327,700	362,000	381,100	
114	296,200	328,100	362,500		
115	296,600	328,500	363,000		
116	296,900	328,800	363,400		
117	297,200	329,100	363,800		
118	297,500	329,500	364,300		
119	297,800	329,900	364,800		
120	298,200	330,300	365,300		
121	298,500	330,500	365,700		
122	298,900	330,900	366,200		
123	299,300	331,300	366,700		
124	299,700	331,700	367,200		
125	299,900	331,900	367,600		
126	300,200	332,200			
127	300,600	332,600			
128	301,000	332,900			

	129	301,200	333,000					
	130	301,600	333,400					
	131	302,000	333,800					
	132	302,400	334,200					
	133	302,600	334,500					
	134	303,000	334,900					
	135	303,400	335,300					
	136	303,800	335,700					
	137	304,000	336,000					
	138	304,300	336,400					
	139	304,700	336,800					
	140	305,100	337,200					
	141	305,300	337,500					
	142	305,700	337,900					
	143	306,100	338,300					
	144	306,400	338,700					
	145	306,500	339,000					
	146	306,900	339,400					
	147	307,300	339,800					
	148	307,700	340,200					
	149	307,900	340,500					
	150	308,200	340,900					
	151	308,500	341,300					
	152	308,800	341,700					
	153	309,200	342,000					
	154	309,500						
	155	309,700						
	156	310,000						
	157	310,400						
	158	310,700						
	159	311,000						
	160	311,300						
	161	311,700						
	162	312,000						
	163	312,300						
	164	312,600						
	165	313,000						
	166	313,300						
	167	313,600						
	168	313,900						
	169	314,300						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

教育職給料表  
イ 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400
	38	218,100	278,400	348,100	405,000	484,400
	39	219,900	281,000	350,300	406,400	485,400
	40	221,700	283,600	352,500	407,900	486,400
	41	223,600	286,100	354,700	409,600	487,500
	42	225,400	288,700	356,800	411,000	488,500
	43	227,200	291,200	358,900	412,400	489,500
	44	229,000	293,700	361,000	414,000	490,500
	45	230,900	296,000	363,100	415,700	491,600
	46	232,600	298,700	365,200	417,000	
	47	234,300	301,400	367,200	418,600	
	48	236,000	304,100	369,300	420,200	
	49	237,600	306,600	371,200	421,900	
	50	239,300	309,100	373,100	423,300	
	51	241,000	311,600	375,100	424,900	
	52	242,700	314,100	377,100	426,500	

再任  
用員 職以  
外 の 員

53	244,100	316,500	379,100	428,200
54	245,800	318,700	380,900	429,700
55	247,400	320,900	382,700	431,300
56	249,100	323,100	384,500	432,900
57	250,600	325,400	386,200	434,500
58	252,200	327,600	387,900	436,100
59	253,800	329,800	389,600	437,600
60	255,400	331,900	391,300	439,200
61	257,000	334,100	392,600	440,800
62	258,600	336,300	394,000	442,400
63	260,200	338,500	395,400	443,900
64	261,700	340,700	396,700	445,500
65	263,200	342,900	398,100	447,200
66	264,900	345,100	399,400	448,700
67	266,500	347,300	400,800	450,300
68	268,200	349,500	402,200	451,900
69	269,700	351,500	403,700	453,500
70	271,200	353,600	405,000	455,100
71	272,700	355,700	406,400	456,700
72	274,200	357,800	407,800	458,300
73	275,500	359,600	409,100	459,800
74	276,900	361,500	410,500	460,800
75	278,300	363,500	411,900	461,800
76	279,700	365,400	413,300	462,800
77	281,100	367,400	414,500	463,600
78	282,300	369,100	415,800	464,600
79	283,500	370,800	417,100	465,600
80	284,700	372,500	418,500	466,600
81	286,000	374,200	419,900	467,400
82	287,200	375,700	421,200	
83	288,400	377,200	422,400	
84	289,600	378,700	423,700	
85	290,900	379,800	425,000	
86	292,100	381,200	426,200	
87	293,300	382,600	427,400	
88	294,500	384,000	428,600	
89	295,700	385,300	429,700	
90	296,900	386,600	430,800	
91	298,100	387,900	431,900	
92	299,300	389,200	433,000	
93	300,100	390,600	434,100	
94	301,300	391,800	435,200	
95	302,500	393,100	436,300	
96	303,700	394,400	437,400	
97	304,700	395,800	438,300	
98	305,800	396,800	439,100	
99	306,900	397,900	439,900	
100	308,000	399,000	440,700	
101	308,900	399,900	441,500	
102	310,000	400,900	442,100	
103	311,100	402,000	442,700	
104	312,200	403,100	443,300	
105	312,800	403,900	443,800	
106	313,700	404,900	444,400	
107	314,500	405,900	445,000	
108	315,300	406,900	445,600	

	109	316,200	407,800	446,200		
	110	316,700	408,700			
	111	317,200	409,600			
	112	317,700	410,500			
	113	318,300	411,100			
	114	318,800	411,900			
	115	319,300	412,700			
	116	319,800	413,500			
	117	320,400	414,300			
	118	320,900	415,100			
	119	321,400	415,800			
	120	321,900	416,600			
	121	322,400	417,200			
	122	322,800	417,700			
	123	323,300	418,200			
	124	323,800	418,700			
	125	324,400	419,100			
	126	324,800	419,600			
	127	325,200	420,100			
	128	325,600	420,600			
	129	325,900	421,000			
	130	326,300	421,500			
	131	326,700	422,000			
	132	327,100	422,500			
	133	327,300	422,900			
	134	327,500	423,400			
	135	327,800	423,900			
	136	328,100	424,400			
	137	328,400	424,800			
	138	328,600				
	139	328,900				
	140	329,200				
	141	329,400				
	142	329,700				
	143	330,000				
	144	330,300				
	145	330,600				
	146	330,900				
	147	331,200				
	148	331,500				
	149	331,700				
	150	331,900				
	151	332,200				
	152	332,500				
	153	332,700				
再任 用員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	459,800
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	460,700
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	461,600
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	462,500
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	463,400
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	464,300
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	465,200
	45	229,900	265,700	360,700	383,500	466,100
	46	231,600	268,300	362,400	385,100	
	47	233,300	270,800	364,100	386,700	
	48	235,000	273,300	365,700	388,300	
	49	236,700	275,800	367,200	389,800	
	50	238,400	278,400	368,800	391,300	
	51	240,100	281,000	370,500	392,800	
	52	241,800	283,600	372,200	394,300	

再任用職員以外の職員	53	243,100	286,100	373,900	395,500
	54	244,800	288,700	375,400	396,800
	55	246,400	291,200	376,900	397,900
	56	248,100	293,700	378,400	399,100
	57	249,600	296,000	379,900	400,600
	58	251,100	298,700	381,300	401,800
	59	252,600	301,400	382,700	403,100
	60	254,100	304,100	384,100	404,400
	61	255,700	306,600	385,000	405,700
	62	257,200	309,100	386,200	406,800
	63	258,700	311,600	387,400	408,200
	64	260,100	314,100	388,600	409,600
	65	261,400	316,500	389,700	410,800
	66	263,000	318,700	390,900	411,900
	67	264,600	320,900	391,900	413,100
	68	266,100	323,100	393,000	414,300
	69	267,800	325,400	394,200	415,300
	70	269,300	327,600	395,300	416,500
	71	270,800	329,800	396,400	417,700
	72	272,300	331,900	397,600	418,900
	73	273,600	334,100	398,700	419,800
	74	274,900	336,300	399,800	420,600
	75	276,200	338,500	400,900	421,400
	76	277,500	340,700	402,000	422,200
	77	278,900	342,700	402,900	422,900
	78	280,100	344,600	403,900	423,700
	79	281,300	346,500	404,900	424,500
	80	282,500	348,400	405,900	425,300
	81	283,800	350,200	406,800	426,100
	82	285,000	352,000	407,600	426,800
	83	286,200	353,800	408,400	427,400
	84	287,400	355,600	409,200	428,100
	85	288,500	357,100	410,000	428,800
	86	289,500	358,800	410,800	429,500
	87	290,500	360,500	411,600	430,200
	88	291,500	362,100	412,400	430,900
	89	292,600	363,800	413,200	431,600
	90	293,500	365,100	413,900	432,300
	91	294,400	366,500	414,600	433,000
	92	295,300	367,900	415,300	433,700
	93	295,800	369,400	415,800	434,200
	94	296,600	370,700	416,500	434,900
	95	297,400	372,000	417,200	435,600
	96	298,200	373,300	417,900	436,300
	97	299,100	374,300	418,400	436,800
	98	299,900	375,300	419,000	
	99	300,700	376,300	419,600	
	100	301,500	377,300	420,100	
	101	302,400	378,400	420,600	
	102	302,900	379,400	421,200	
	103	303,400	380,400	421,800	
	104	303,900	381,400	422,300	
	105	304,100	382,300	422,700	
	106	304,500	383,200	423,300	
	107	304,800	384,100	423,900	
	108	305,100	385,100	424,400	

	109	305,300	386,000	424,900		
	110	305,600	387,000			
	111	305,900	388,000			
	112	306,200	389,000			
	113	306,400	389,600			
	114	306,600	390,500			
	115	306,800	391,400			
	116	307,100	392,300			
	117	307,400	393,200			
	118	307,700	394,000			
	119	308,000	394,800			
	120	308,300	395,600			
	121	308,400	396,300			
	122	308,700	397,100			
	123	309,000	397,900			
	124	309,300	398,700			
	125	309,500	399,400			
	126		400,100			
	127		400,800			
	128		401,500			
	129		402,200			
	130		402,900			
	131		403,600			
	132		404,300			
	133		404,600			
	134		405,200			
	135		405,800			
	136		406,400			
	137		406,800			
	138		407,400			
	139		408,000			
	140		408,600			
	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別記第 2

### 特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	3 7 5, 0 0 0
2	4 2 4, 0 0 0
3	4 7 7, 0 0 0
4	5 4 1, 0 0 0
5	6 1 7, 0 0 0
6	7 2 1, 0 0 0
7	8 4 4, 0 0 0

## 別記第 3

### 第 1 号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	3 9 8, 0 0 0
2	4 5 9, 0 0 0
3	5 2 2, 0 0 0
4	6 0 5, 0 0 0
5	7 0 4, 0 0 0
6	8 0 4, 0 0 0